

法人市民税 Q&A

Q 1. 法人市民税の申告書等の用紙を手に入れるためには？

A 1. うきは市の「法人の異動届」「法人設立・廃止届出」「法人市民税納付書」は次の方法で手に入れることができます。

- ①税務課窓口
- ②郵送請求
- ③うきは市ホームページからダウンロード「申請書ダウンロード」
- ④eLTAX(エルタックス)による提出

※eLTAXでの申告にあたって必要な手続きはeLTAXホームページ (<http://www.eltax.jp/>)でご確認ください。

Q 2. 法人を新しく設立した場合はどのような手続きが必要ですか？

うきは市に会社を設立したり、支店・営業所等を設置したときは、何か手続きが必要ですか？

A 2. 登記事項証明書と定款を添え、30日以内に法人の設立届出書を提出してください。

なお、事務所の廃止、合併、解散等があった場合も異動の届出が必要です。

Q 3. 赤字のため法人税の納付がない場合でも、法人市民税の申告は必要ですか？

A 3. 法人税割はかかりませんが、均等割がかかりますので、期限内に申告、納付をお願いします。